

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
阿武野高等学校	<p>平成31年3月27日付で寄付を受諾した、下記の備品について、備品出納簿に記載されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="501 527 1546 753"> <thead> <tr> <th data-bbox="516 527 679 625">品種</th> <th data-bbox="679 527 952 625">品目 商品名</th> <th data-bbox="952 527 1234 625">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1234 527 1356 625">数量</th> <th data-bbox="1356 527 1540 625">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="516 632 679 753">家具什器類</td> <td data-bbox="679 632 952 753">冷暖房器具 エアコン（天井吊り下げ型）</td> <td data-bbox="952 632 1234 753">平成31年3月27日</td> <td data-bbox="1234 632 1356 753">1</td> <td data-bbox="1356 632 1540 753">407,138円</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	家具什器類	冷暖房器具 エアコン（天井吊り下げ型）	平成31年3月27日	1	407,138円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、今後は法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 （物品の出納の通知及び帳簿の記載） 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿（様式第39号）</p> </div>	<p>本件について、備品出納簿に記載した。 今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額									
家具什器類	冷暖房器具 エアコン（天井吊り下げ型）	平成31年3月27日	1	407,138円									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月24日）

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容				
港南造形高等学校	<p>食堂業者に対して貸し付けている下記の物品について、貸付けの決定及び契約の締結に関する事務処理を行わずに貸付けを行っていた。</p> <table border="1" data-bbox="685 552 1362 638"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食器返却槽 他</td> <td>31</td> </tr> </tbody> </table>	品名	数量	食器返却槽 他	31	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われない。</p> <p>【財産の交換、譲渡及び貸付け等に関する条例】 (普通財産の貸付け等) 第4条 普通財産は、公用、公共用又は公益事業の用に供するときその他知事が公益上特に必要があると認めるときは、これを無償又は減額した価額で貸し付けることができる。 (物品の譲渡及び貸付け) 第6条 2 第4条第1項の規定は、物品を貸し付ける場合にこれを準用する。</p> <p>【大阪府財務規則】 (物品の貸付け及び交換) 第85条 物品管理者は、物品を貸し付け、又は交換することができる。 (物品の貸付期間) 第86条 物品の貸付期間は、1年以内とする。 ただし、知事が特別の理由があるとき認めるときは、この限りでない。</p>	<p>使用者と物品貸付契約の締結を行った。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
品名	数量						
食器返却槽 他	31						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年12月10日）

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容											
八尾支援学校	<p>下記の備品について、備品出納簿に記載されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="498 489 1546 743"> <thead> <tr> <th data-bbox="498 489 676 590">品種</th> <th data-bbox="676 489 988 590">品目 商品名</th> <th data-bbox="988 489 1270 590">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1270 489 1383 590">数量</th> <th data-bbox="1383 489 1546 590">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="498 590 676 743" rowspan="2">機械器具類</td> <td data-bbox="676 590 988 659">OA器具類</td> <td data-bbox="988 590 1270 743" rowspan="2">平成30年10月26日</td> <td data-bbox="1270 590 1383 743" rowspan="2">1</td> <td data-bbox="1383 590 1546 743" rowspan="2">118,800円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="676 659 988 743">ワイヤレス電子黒板キット</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	機械器具類	OA器具類	平成30年10月26日	1	118,800円	ワイヤレス電子黒板キット	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿 (様式第39号)</p>	<p>検出事項について、備品出納簿へ記載を行った。 今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額										
機械器具類	OA器具類	平成30年10月26日	1	118,800円										
	ワイヤレス電子黒板キット													

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年11月6日）

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
吹田支援学校	<p>保管している備品のうち無作為に6件抽出し、備品ラベル貼付の有無を確認したところ、下記の4点について、備品ラベルが貼付されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="560 541 1359 743"> <thead> <tr> <th>物品番号</th> <th>備品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>060193760000</td> <td>インクジェットプリンター</td> </tr> <tr> <td>120041230000</td> <td>電子黒板機能搭載プロジェクター</td> </tr> <tr> <td>041655300000</td> <td>ヤマハピアノ</td> </tr> <tr> <td>110002400000</td> <td>ワイヤレスアンプ</td> </tr> </tbody> </table>	物品番号	備品名	060193760000	インクジェットプリンター	120041230000	電子黒板機能搭載プロジェクター	041655300000	ヤマハピアノ	110002400000	ワイヤレスアンプ	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、保管しているその他の備品についても、改めて備品ラベル貼付の有無を確認し、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 第74条 2 物品管理者は、その管理する備品には、細分類、番号及び課又は出先機関名の表示をしなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第74条関係 規則第74条第2項の「表示」は、品名、番号、所属等を記載したラベルを備品の見やすいところに貼付けて行うものとする。ただし、その性質、形状、用途によってこれにより難しいときは、他の方法によりこれに代えることができるものとする。</p>	<p>是正を求められた事項について、当該備品を特定し、備品ラベルの貼付を行った。</p> <p>併せて、全ての備品について、事務処理漏れ等確認を行い、ラベルの貼付が行われていることを確認した。</p> <p>今後は、法令等に基づき、適正な管理を行っていく。</p>
物品番号	備品名												
060193760000	インクジェットプリンター												
120041230000	電子黒板機能搭載プロジェクター												
041655300000	ヤマハピアノ												
110002400000	ワイヤレスアンプ												

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年11月21日）